

中古車売買契約の キャンセル

相談事例をとおして相談内容のポイントを探り、消費生活相談の現場に役立つ法規等の情報を届けます。

洞澤 美佳
Horasawa Mika

弁護士
日弁連消費者問題対策委員会委員。第二東京弁護士会消費者問題対策委員会幹事。
第24次東京都消費生活対策審議会委員。

事例



第9回は「中古車売買契約」の事例を取り上げます。

3日前、中古車販売店に行ったら、初年度登録2006年、走行距離14万km、車検1年付きの中古車を店員からしつこく勧められ、75万円で契約した。手付金として5,000円を支払った。残金は一括振込となっている。他の車を探したいと思い、翌日キャンセルを伝えたら、30%のキャンセル料を請求された。車両販売契約書には「キャンセルの場合、30%のキャンセル料を申し受けます」と書いてあるが、払わなければならないか。なお、引き渡しはまだで、修理やオプションの取り付けはなく、登録必要書類は渡していない。
(30歳代 男性 給与生活者)

契約の成立

本事例は、「事業者」である中古自動車販売業者と「消費者」との間の中古自動車売買「契約」です。

契約は、契約当事者の申込みと承諾が合致すること、すなわち「合意」により成立します。契約が「成立」することにより、契約当事者には、それぞれ法的な拘束力を持った約束の内容となる債権(権利)および債務(義務)が生じます。

このように、ひと度契約が成立したならば、契約の「無効」「取消し」「解除」の原因がない限り、当事者は、契約に拘束されることとなります。

そして、契約の成立・効力・終了などの基本的な枠組みを定めている一般法が民法です。民法は、契約当事者が「事業者と事業者」「事業者と消費者」「消費者と消費者」のいずれの場合にも適用される法律で、特別法に規定がない場合には、民法に基づいて契約の効力を考えることとなります。

民法と消費者契約法の関係

民法は、当事者がどのような属性であっても、対等平等な当事者同士の契約であることを前提にした法律です。したがって、お互い対等な立場同士、自由に話し合っただけで決定した内容が契約となるのが前提として(契約自由の原則)、基本的には、法律は、当事者の合意の内容に介入しないという考え方に基づいて組み立てられています。

しかし、消費者と事業者の間には、著しい情報格差・交渉力格差が存在します。したがって、すべての私人が対等平等であることを前提にした民法の諸制度を「消費者」と「事業者」との間の契約に適用することには限界があります。

そこで、「消費者と事業者の間に情報の質及び量並びに交渉力の格差がある」ことに鑑みて、民法の特別なルールとしての消費者契約法(以下、法)が必要となってきます(法1条参照)。



消費者契約とは(法2条)

法の適用を受けるには、当該契約が消費者契約であることが前提になります。消費者契約とは、「消費者」と「事業者」との間で締結される契約をいいます。

「消費者」とは、「個人(事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く)」をいいます。

これに対して、「事業者」とは、「法人その他の団体」および「事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人」をいいます。事業は営利目的に限られません。専門的職業(弁護士、医師など)も含まれるなど、その範囲は相当広範囲にまたがります。権利能力なき社団も「事業者」に含まれますが、東京地裁平成23年11月17日判決は、法1条の趣旨を踏まえ、権利能力なき社団のように、一定の構成員により構成される組織であっても、消費者との関係で情報の質および量並びに交渉力において優位に立っていると評価できないものについては、「消費者」に該当するものと解するのが相当であるとして、権利能力なき社団に該当する大学のラグビーサークルを「消費者」と認定しました*1。

なお、特定商取引法26条1項では「営業のために若しくは営業として締結するもの」が、同法の適用除外の1つとされています。先述のとおり、法では「事業者」とされる非営利団体や非営利法人はもちろんのこと、営利法人であっても、当該事業には関係のない商品等の契約については特定商取引法が適用され、保護の対象となり得る点で、「事業者」と範囲が異なります。

*1 ウェブ版「国民生活」2013年2月号「暮らしの判例」
http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201302_12.pdf



消費者契約法が定める無効 および取消しのルール(法4条)

(1) 取消しの類型

法では取消しルールを定めており、事業者の行為に応じて、(あ)誤認類型、および(い)困惑類型に整理されます。具体的には、

事業者が消費者契約の締結について「勧誘」をするに際し、(あ)として①不実告知 ②断定的判断の提供 ③不利益事実の不告知、(い)として④不返去 ⑤返去妨害によって、消費者が誤認(困惑)し、契約の申込み、または承諾の意思表示をしたときは、消費者契約を取り消せます。なお、「勧誘」については、事業者が、不特定多数の消費者に向けて働きかけを行うときでも、当該働きかけが個別の消費者の意思形成に直接影響を与えることもあり得るとして、「勧誘」には広告やチラシなどが含まれ得ると判示した最高裁平成29年1月24日判決が重要です*2。

(2) 無効の類型

法は、消費者と事業者の格差に鑑み、消費者に一方的に不利益な条項によって、消費者の正当な利益が害されることを防ぐために、以下のような不当条項の全部または一部を無効とする条文をおいています。

- ①事業者の損害賠償責任を免除または制限する条項(法8条)
- ②消費者が負担する損害賠償額の予定や違約金を定める条項(法9条)
- ③消費者の利益を一方的に害する条項(法10条)



改正法について

2016年5月25日に改正法が成立し、6月3日に公付されました。2017年6月3日から施行されますが、主な改正内容は以下のとおりです。

*2 http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=86454
なお、同判決は、直接的には法12条1項および2項の「勧誘」の解釈に関する判決だが、法4条の「勧誘」にも当てはまる。

(1) 契約の取消しに関する事項

- ① 過大な内容の消費者契約の取消権(法4条4項)が新設
- ② 不実告知における「重要事項」の範囲の拡張(法4条5項)
- ③ 取消権を行使した消費者の返還義務の範囲が明示(法6条の2)
- ④ 取消権の行使期間が1年に伸長(法7条1項)

(2) 契約条項の無効に関する事項

- ① 消費者に解除権を放棄させる条項の無効(法8条の2)
- ② 法10条の前段要件に該当する条項の例示として「消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項」を追記(法10条)



本事例への当てはめの検討

本事例では、消費者が自ら中古車販売店に赴いて、その場で中古自動車の売買契約を締結しています。契約の成立時期の原則論からすれば、売買契約は既に成立していると言えます。しかし、中古自動車の売買の場合、日本中古自動車販売協会連合会の標準約款を用いて行われる場合も多く、その場合はこれに基づいた交渉が行われます。標準約款では、契約の成立時期が原則論よりも後倒しとなっています*3。この点、本事例では、標準約款で定められているいずれの事由にも該当しないので、契約は成立していないこととなり、キャンセル料の支払い義務も発生しない、というのが筋と言えます。なお、標準約款を使っていない場合にも、相談現場では、標準約款を前提に交渉が行われることが多いようですが、ここでは、あらゆる事例に対応していくために、あえて原則論で考えてみましょう。

*3 一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会の標準約款では、契約の成立日を ①自動車登録のなされた日 ②修理・改造・架装等に着手した日 ③自動車の引渡しが行なされた日、のいずれか早い日とされている。契約の成立時期は合意で決めることができるので、契約書をよく確認する必要がある。

契約が成立すると、契約の無効、取消しまたは解除事由がなければ、契約を一方的にキャンセルすることはできません。本事例では、消費者は、他の車を探したいと思い、翌日にキャンセルと伝えていますが、そのような一方的な都合で契約をキャンセルすることはできません。

他方、本事例の契約は、「消費者」と「事業者」の間で締結された契約なので、消費者契約として法が適用されます。事例では、消費者が、契約を締結するに際し、事業者から「中古車をしつこく勧められ」とあります。これだけでは勧誘の状況がはっきりしませんが、法で取消事由として定められている退去妨害に該当する勧誘がなされていなかったかどうかを検討するために、勧誘時の事情をよく聞き取る必要があります。

また、本事例の契約では、キャンセルの時期を問わず「30%のキャンセル料を申し受けます」とされています。法では、解除に伴い消費者が負担する違約金の額について、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、平均的な損害の額を超えるものについて、その超えた部分が無効とされます*4。本事例では、契約の翌日のキャンセルであること、引き渡しは未了であること、登録必要書類は渡していない等の事情から、契約成立後とはいえ、相当初期の段階であることは明らかです。条文上、当該条項の解除の「事由」や「時期」等に応じて判断すると明示されていることなどを踏まえると、果たしてこの段階で30%ものキャンセル料を支払わなければならないかは疑問です。そこで、条文の趣旨、法の目的なども勘案し、契約締結の経緯も踏まえて、事業者と交渉する必要があるでしょう。

*4 なお、「平均的損害」については、逸失利益まで含まれるかどうか議論がある。逸失利益が問題となるような事案の場合、これを含むとするのが、現在の裁判例の基本的な考え方である。

※ ここに掲載する相談事例は、当時の法令や社会状況に基づき、1つの参考例として掲載するものです。同じような商品・サービスに関するトラブルであっても、個々の契約等の状況や問題発生時期などが異なれば、解決内容も違ってきます。